

電気供給約款別紙（北陸電力送配電株式会社管内）

実施要綱 北陸 のむシリカ電力 お得ライト

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本使用料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本使用料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（料金単価）に定めるとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北陸のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。また、この実施要綱から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用いたしません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

二) 契約容量

契約容量は、次のとおり定めます。

(a)契約容量は、本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(3)イにより算定された値といたします。

(b)お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、(a)にかかわらず、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ホ) 料金単価（税込）

基本使用料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本使用料金は、半額といたします。

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

基本使用料金	最初の3kVA (30 A) まで	1契約	4,282円25銭
	上記をこえる1kVAにつき	1kVA	299円48銭
電力量料金	120kWhをこえる1kWhにつき	1kWh	35円39銭

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。